

議会報告会でいただいたご意見やご質問への回答について

No.	担当	意見・質問等	当日の回答	その後の対応
1	広報広聴委員会	子どもの権利擁護委員の委嘱・解職について議会の同意が必要な根拠は何になりますか。	後ほど調べて報告させていただきます。	<p>子どもの権利擁護委員自体が法律に規定されていないことから、子どもの権利擁護委員の委嘱・解職の議会同意について法的根拠はありません。</p> <p>地方自治法第96条において議決事件は条例で定めることとなっており、条例で定めれば委嘱や解職に議決を必要とすることは可能です。議決事件にすることができない事務は地方自治法（同条第2項）・地方自治法施行令（第121条の3）に定められていますが極めて限定的で、子どもの権利擁護委員の委嘱・解職について議決事件にすることができないとはされていません。</p> <p>子どもの権利擁護委員は、執行機関からの独立性を高める必要がありますが、完全に独立させることができない中、市長の一存で委嘱・解職することができないように、議会議決を必要としました。</p>